主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事

控訴代理人は「原判決を取消す、被控訴人は広島市にて発行の中国新聞紙上に引続き三回別紙通りの謝罪広告を掲載し、且つ控訴人に対し金十万円及びこれに対する昭和二十六年十二月十三日より支払済みまで年五分の割合による金員の支払をせよ、訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする」との判決並びに金員支払の部分につき担保を条件とする仮執行の宣言を求め、被控訴代理人は主文同旨の判決を求めた。

当事者双方の主張は、控訴代理人において、(一)原判決摘示の請求原因中(第二葉裏第一行より第二行)「原告が右犯人でないことを知りながら敢えて犯人として指摘し」とある部分を撤回する、(二)控訴人は検察庁において犯罪の嫌疑なしとして不起訴となり釈放された、と述べ、被控訴代理人において右(二)の事実を認めると述べた外、原判決事実摘示と同一であるから、ここにこれを引用する。

証拠の関係は、控訴代理人において当審における証人A、B、C、D、Eの各証言及び控訴人被控訴人各本人尋問の結果を援用し、被控訴代理人において当審における証人Cの証言及び被控訴本人尋問の結果を援用した外、原判決摘示と同一であるからこれを引用する。

昭和二十六年九月一日午後十一時頃広島県御調郡 a 村字 b c 所在の被控訴人裁培の西瓜畑に西瓜泥棒が侵入し、見張中の被控訴人に発見せられるや被控訴人に傷害を加えて逃走した事件の発生したこと、控訴人は同月二日右強盗傷人事件の被疑者として逮捕せられ、次いで尾道刑務支所に勾留せられたが、取調の結果控訴人は検察庁において右犯罪の嫌疑なしとして不起訴となり釈放せられたこと、並びにその間に、被控訴人が右事件の犯人であるかの如き記事が中国新聞紙上に掲載せられたことは当事者間に争がない。

成立に争のない甲第一、第二、第四、第六、第九、第十、第十五、第二十、第二十一号証、原審及び当審における控訴人本人尋問の結果によれば、前示の通り控訴人は本件事件の被疑者として逮捕され、次いで約二十日間尾道刑務支所に勾留され取調を受けたのであるが、このように控訴人が本件事件の被疑者として逮捕勾留せられ取調べられるに至つたのは、被控訴人が警察官に対し本件事件の犯人が控訴人である旨申出で、また検察官に対しても同様の供述をしたことに因るものであることを認めることができる。

控訴人は、被控訴人が不注意にも控訴人を本件事件の犯人と誤信してその旨を捜査官吏に申告した点に過失があり被控訴人は不法行為上の責任を負うべきものである旨主張するので、この点について判断する。

る旨主張するので、この点について判断する。 成立に争のない甲第四(乙第二)、甲第六(乙第三)、甲第十五(乙第四)号 証、原審証人F、当審証人C、Aの各証言、原審及び当審における被控訴人本人尋問の結果を綜合すれば、次の事実を認めることができる。

しかるに、控訴人が素知らぬ顔をしていたので、被控訴人は立腹して、同日a村 G駐在所に本件事件の被害始末を届出で、その犯人は控訴人である旨警察官に告

げ、その後警察官及び検察官の取調べに対しても誠実にその所信に基き同様の供述 をしたものである。成立に争のない甲第二十五(乙第七)号証中には被控訴人は日 頃控訴人を知らなかつた旨の記載があるが、同号証は延広巡査部長より重松副検事 に対する電話報告書であつて前示甲第四(乙第二)、甲第五(乙第三)号証に照し て右記載は容易に信用し難く、他に以上の認定を左右するに足る証拠は存在しな い。そして、当審における控訴人本人尋問の結果並びに弁論の全趣旨によれば、控 訴人は本件事件発生当時二十三才であり、左利きであつて斜視である外、頬骨の部分に特徴のある人相であることを認め得る。以上に認定した諸事実を綜合して考えると、被控訴人が本件事件の犯人を控訴人であると信じたことには、相当の理由が あつたものと言わねばならぬ。およそ、犯罪の発生のあつた場合、その被害者は直ちに被害の事実を捜査機関に届出でると共に、その犯人が何人であるかについて誠 実にその信ずるところを申告することは、犯罪の捜査を容易にし犯人の検挙に協力 することになるのであつて、治安維持上望ましいところである。しかし、被害者に より犯人と指摘された者は、一応犯罪の嫌疑を被りその人権を侵害される危険があ るのであるから、特定人を犯人として捜査機関に申告するについては特に慎重な注 意を要することは勿論である。被害者が何等の合理的根拠なしに漫然とした臆測に 基き特定人を犯人として指摘した如き場合には、その指摘せられた者が後日犯人で ないことが判明した時被害者はその者の被つた損害につき過失に因る不〈要旨〉法行 為上の責任を負うべき場合のあることは明らかである。もつとも、被害者は捜査機 関と異り犯罪の確証を〈/要旨〉挙げるために捜査する権能も義務も有しないのである から、犯人を指摘するについて特に調査をしてその者が犯人であるとの確証を挙げ る必要はなく、合理的な根拠に基いて特定人を犯人であると信じ、誠実にその所信に従つて捜査機関に対し犯人を申告した以上、たとえ後日その者が犯人であることの確証が挙がらず或は犯人でないことが判明しても、被害者がその者を犯人と信じ たことが常識ある社会人の立場から見て相当の理由がある場合であるならば、その 者が被つた損害につき過失の責を負わないものといわねばならぬ。本件に在つては 以上に認定した通り、被害者たる被控訴人は犯行の現場において懐中電燈の光で犯 人を照し、その犯人がかねて顔を見知つていた控訴人であると直感し、その後控訴 人が犯人と同様左利きであることを確かめて犯人が控訴人であるとの確信を固め、 更に翌朝控訴人方を訪れて控訴人の様子を確かめた上で、自己の所信を誠実に捜査 官吏に申告したのであつて、被控訴人が右の如き確信を懐くについて相当の理由の あつたことは前に認定した通りであるから、たとえその後控訴人が前記のように検 察庁において本件犯罪の嫌疑なしとして不起訴となつたものであつても、控訴人が 本件犯罪の被疑者として取調を受けることにより或は被疑事実が新聞紙上に掲載せ られることにより生じた損害につき、被控訴人において過失に因る不法行為上の責任を負うものでないことは明らかである。

次に、控訴人は被控訴人が本件事件の犯人は控訴人であるとの噂を一般に流布して控訴人の名誉を毀損した旨主張するけれども、被控訴人において右の如き噂を流布した事実を認めるに足る何等の証拠も存在しないから、右主張も理由がない。

しからば、被控訴人に不法行為上の責任のあることを前提とする控訴人の本訴請求は失当であるからこれを棄却すべきものである。

右と同趣旨に出た原判決は相当であつて本件控訴は理由がない。

よつて、民事訴訟法第三百八十四条、第九十五条、第八十九条を適用して主文の通り判決する。

(裁判長裁判官 植山日二 裁判官 佐伯欽治 裁判官 松本冬樹)